

## 地域清掃への支援

ごみのない快適な都市環境づくりをめざし、市は平成23年1月に「路上喫煙・ポイ捨て防止条例（千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例）」を施行しました。

この条例に基づき、みんなの手で街をきれいにしてポイ捨てしにくい環境をつくるため、ボランティアで地域の清掃を行っている団体や個人の方に対して、次表のとおり清掃用具の支援を行っています。

対象となるのは、公園、道路、広場、河川、港湾、その他公共の場所で、たばこの吸い殻をはじめとした散乱ごみの収集、ポイ捨て防止の指導、啓発などの自発的な活動で、定期的に行っているか、または行う計画である活動です。

### 支援物品

種類	数量
軍手	延べ参加人数以内
収集用ごみ袋（可燃45ℓ・30ℓ、不燃20ℓ）	延べ参加人数以内
ほうき	参加人数の5分の1以内（上限10本）
ちりとり	参加人数の10分の1以内（上限5本）
火ばさみ	参加人数の3分の1以内（上限20本）

※ 支援内容および物品の支給個数は、上記の数量内で申込みに基づき協議させていただきます。

### 申込方法

申込書をご記入の上、下記「お申し込み・お問い合わせ先」記載の窓口にお越しください（郵送不可）。

在庫状況によっては、その場でお渡しできないこともあります。

事前にお申込みいただきますとお待たせすることもありませんので、ご利用ください。

※ 下記の書式については、千葉市ホームページからご参照ください。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/katsudoshien.html>

活動終了後、物品を受け取った窓口へ活動実績報告書をご提出ください（メール・FAX可）

## 事前申込方法

以下の内容を記載し、申込書とあわせて、廃棄物対策課にメールをお送りください。

廃棄物対策課 [haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp](mailto:haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp)

- ・受け取り希望窓口（下記の「お申し込み・お問い合わせ先」からお選びください）
- ・受け取り希望日時（平日9～17時の間でご記入ください）

## 清掃ボランティアで出たごみの処分

### 収集依頼をする場合

清掃活動の実施日前に、所管の環境事業所へ、収集運搬依頼書及びごみの集積場所の分かる地図等を直接持参していただくか、FAXまたは電子メールで提出してください。

- ・ごみは分別しておいてください。
- ・集められない散乱ごみ、粗大ごみ等を発見した場合は、収集せずに各環境事業所へご相談ください。

中央・美浜環境事業所 TEL：043-231-6342

花見川・稲毛環境事業所 TEL：043-259-1145

若葉・緑環境事業所 TEL：043-292-4930

※ 収集運搬依頼書は、千葉市ホームページからご参照ください。

<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/gomisyori.html>

## お申し込み・お問い合わせ先

中央区地域づくり支援課 TEL：043-221-2106

花見川区地域づくり支援課 TEL：043-275-6213

稲毛区地域づくり支援課 TEL：043-284-6106

若葉区地域づくり支援課 TEL：043-233-8123

緑区地域づくり支援課 TEL：043-292-8105

美浜区地域づくり支援課 TEL：043-270-3123

廃棄物対策課 管理班 TEL：043-245-5067

中央・美浜環境事業所 TEL：043-231-6342

花見川・稲毛環境事業 TEL：043-259-1145

若葉・緑環境事業所 TEL：043-292-4930